

「(仮称) 七ヶ宿陸上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、七ヶ宿陸上風力発電合同会社が、宮城県刈田郡七ヶ宿町において、最大で出力130,200kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

宮城県は、環境省の委託事業である「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、『風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ』の策定について(平成30年5月宮城県。以下「ゾーニングマップ」という。)を公表しており、その中でゾーニングエリアとして、「保護優先・地形障害エリア(関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべき又は立地困難なエリア)」、「配慮・調整エリア(立地にあたって、関係法令や社会的な配慮・調整が必要なエリア)」及び「導入可能性エリア(一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有しているエリア)」が示されている。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居を含め、住居が複数存在している。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されているほか、サシバ、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)で特定植物群落に選定された「干浦のヒメサユリ自生地」、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたチシマザササブナ群団、クロベークキタゴヨウ群落、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等の植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林や、「国有林野における緑の回廊の設定について」(平成12年3月林野庁)に基づき設定された「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」等が存在する。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画等に反映すること。

イ 想定区域の大半は、宮城県のゾーニングマップにおける「保護優先・地形障害エリア」に存在している。このため、宮城県のゾーニングエリアの区分の根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、宮城県等と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であ

ることから、本事業との累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価手続中の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居を含め、住居が複数存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点等からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居を含め、住居が複数存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

（5）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（6）植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定された「干浦のヒメサユリ自生地」、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサーブナ群団、クロベークタゴヨウ群落、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等の植生、森林法に基づき指定された保安林や、「国有林野における緑の回廊の設定について」に基づき設定された「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

（7）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「東北自然歩道」等の人と自然との触れ合い活動の場が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。